

調 査 部 通 信

No.331

2020. 2. 13 (木) 大教組調査部

府教委 「秋季年末闘争」で回答した「新たな休暇制度」の概要
大教組 取得しやすい制度、要求にもとづく内容の充実ともに、
取得しやすい職場環境の充実を

2月5日、府教委から府労組連・秋季年末闘争で実現した「新たな休暇制度」の概要について、回答がありました。以下の5つです。

- (1) 「子育て部分休暇」 (2) 「不妊治療休暇」
(3) 「ボランティア休暇」 (4) 「LGBT等性的少数者の職員の休暇」
(5) 「障がいのある職員の休憩時間」(分割・延長できる弾力的運用)

(1) 「子育て部分休暇」 ←この制度の取得条件や申請要件については、今後、
変更になる可能性があります。

対象	小学校又は特別支援学校の小学部1～3年生の子を養育する職員 (短時間勤務・臨時的任用職員含む。非常勤職員除く)
取得期間	勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内 (15分単位で取得可)
取得条件	※部分休業の取得条件と同様となる見込み
申請要件	※部分休業の取得条件と同様となる見込み
給与	無給
施行日	2020年4月1日～

【府教委との確認事項】

- ・本休暇制度は、「小学生の子を持つ親を対象とする部分休業に見合う新たな休暇」として設定しているため、子育て部分休業と同様の扱いとする予定。

(2) 「不妊治療休暇」

対象	不妊治療を受ける職員 【男女ともに取得可】 (短時間勤務・臨時的任用職員含む。非常勤職員除く)
取得期間	年6日(日又は時間単位で取得可)
取得条件	以下の治療を対象とする ・一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発法、人工授精) ・生殖補助医療(体外受精、顕微授精)
申請要件	医療機関からの『不妊治療連絡カード』、『所定意見書』等で学校長が確認
給与	無給
施行日	2020年4月1日～
備考	※負傷又は疾病に起因する不妊(例:排卵・卵管・子宮因子や男性因子)で、療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと医師が判断(診断書要)した場合、病気休暇(有給)の取得可

【府教委との確認事項】

- ・『不妊治療連絡カード』については、厚労省資料「不妊治療」の様式を参考とする。(別紙(この通りとは限らない))
- ・休暇名が周囲に知られることで、取得しにくい状況になる可能性がある。取得の際、本人のプラバシーに配慮した上で、他の教職員への通知や対応を行うこと。

【府教委への要望】

- ・「連絡カード」などを提示していても、治療内容や本人の体調によって、急な治療や診察で休暇取得が必要になることが予想される。その場合は、治療・診察後の領収書などでの対応を検討せよ。
- ・年6日は短い。治療により異なるが、治療に専念できる長期の不妊治療も検討せよ。(病休休暇とせずに)

(3)「ボランティア休暇」

対象	常勤職員、短時間勤務・臨時的任用職員、非常勤職員含む
取得期間	年5日(日単位の取得)
取得条件	報酬を得ない社会貢献活動で、勤務しないことが相当と認められる場合 例) ・地震、暴風雨等により相当規模の災害が発生した被災地等の支援活動 ・障がい者支援施設等での活動(a) ・障がい、負傷又は疾病で、日常生活に支障がある者の介護・支援活動(b)
申請要件	学校長へ活動場所、活動内容、仲介団体等について記載した書面を提示
給与	有給
施行日	2020年4月1日～

【府教委との確認事項】

- ・仲介団体等とは、ボランティアセンターや施設のこと。
- ・海外でのボランティア活動は現時点では、対象外。今後、検討していく。
- ・(a)(b)について、「どこまでの支援を範囲とするか」や「申請の要件」には、検討中である。

(4)「LGBT等性的少数者の職員の休暇」

対象	常勤職員、短時間勤務・臨時的任用職員(非常勤職員除く)
取得期間	各休日の日数と同様
取得可能な休暇	○特別休暇 ・結婚休暇(a) ・服喪休暇(a) ・妻の出産休暇(b) ・男性の育児参加休暇(b) ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ○介護休暇 ○介護時間 (いずれも事実婚と同様に扱う)(b=非常勤職員は制度なし)
申請要件	パートナーシップ宣誓書受領証(※)及び住民票等
給与	○特別休暇は有給、(a)は非常勤職員も有給 ○介護休暇、介護時間は無給
施行日	2020年4月1日～

【府教委との確認事項】

- ・「事実婚」は、社会通念上それと認められる場合が該当する。
- ・大阪府・市民は、それぞれにパートナーシップ制度があり受領証発行可能であるが、府外在住者については、現在確認中。

(5) 「障がいのある職員の休憩時間」(分割・延長の弾力的運用)

対象	ア、身体障がい者 イ、知的障がい者 ウ、精神障がい者 エ、ア～ウのほか、当該職員の特性により特に必要と認められる職員、障がいのある職員のうち、早出遅出勤務が認められる職員と同様の定義	※調査部通信 327 号 「障がいのある職員の早出遅出勤務」と同様
取得期間	休憩時間の分割及び延長(15分単位で可)	
申請要件	学校長が職員からの願書と勤務状況を確認	
給与	影響しない	
施行日	2020年4月1日～	
備考	※年度途中でも申請可 ※分割・延長しても勤務時間(7時間45分)は変わらない。 例：勤務時間が8：30～17：00の場合、休憩時間を15分延長したら、17：15までが勤務時間となる。	

【府教委との確認事項】

- ・申請は、育児・介護の早出遅出勤務と同じ扱い。
- ・「当該職員の特性により特に必要と認められる職員」として、精神障がい者や合理的配慮が必要な職員で、手帳交付を受けていない場合でも、医師による診断書や意見書があれば申請することができる。
- ・申請要件確認の際は、プライバシー保護の観点から、手帳の有無や合理的配慮の具体的な内容の聞き取について十分に配慮する。
- ・制度利用についても、本人の意志が尊重される。